

那覇地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 開催日時

令和元年7月4日（木）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）伊良皆進功，大橋弘治，小那覇安剛，久保田光昭，黒島美奈子，児玉陽介，
中村昌樹，半嶺満，比嘉世顕，前田貴子，増田稔（委員長），山口和宏

（説明者）那覇簡易裁判所判事 伊志嶺洪

那覇簡易裁判所庶務課長兼上席主任書記官 吉田誠

（参列者）事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係

4 議事

(1) 委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：民事調停制度について）

意見交換に先立ち，民事調停制度について那覇簡易裁判所庶務課長兼上席主任書記官から説明を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所）

- それでは，意見交換に入ります。今回のテーマである民事調停制度についての質疑応答，御意見やアドバイスをいただきたいと思ひます。

民事調停制度の利用促進のための意見交換を行うにあたり，「民事調停手続のニーズについて」及び「民事調停手続の広報の在り方について」という二つの枠組みを提示させていただきましたが，ここに挙げた枠組み以外でも結構ですので，御意見等をお願いしします。

意見交換に入る前に，説明内容等について御質問があればまずお受けしたいと思ひま

す。どのような御質問でも結構です。何かございますでしょうか。

- 特定調停の件数が激減しているとのことですが、多重債務の問題を抱えた方はまだまだいるのではないかと思います。ここまで特定調停の件数が減少した理由は何か分かりますでしょうか。
- ◆ 特定調停の件数が激減していることは確かです。減少した理由は、先程吉田庶務課長から説明したように、社会的に多重債務の問題が大きくなったときに、特定調停に関する法律ができ、債務者の救済が図られました。簡易裁判所では、特定調停の件数が、平成12年から同15年あたりまで激増し、特に沖縄では、東京及び大阪に次ぐ事件数となりました。この時期に大半の債務者の問題は解決されたということだと思います。まだ特定調停の需要があるのではないかとのご指摘でしたが、昨今の特定調停の申立の内容をみると、純粋に個人のサラ金多重債務からの救済を内容とするものではなく、会社経営にからんで借金を重ねているもの等について申立をしている事案がみられます。特定調停の件数減少後は、債務者からの不当利得返還請求訴訟の大量提訴という流れになりましたが、これも現在は終息を迎えているのではないかという印象です。
- 未だ多重債務で苦しんでいる人はいると思います。特定調停によって解決が出来るという周知は行き届いているのでしょうか。
- ◆ 多重債務問題については、相当程度解決が図られ、件数が減少しているという認識ですが、多重債務の悩みを抱えた方々が未だいることは間違いのないと思います。埋もれているニーズをどう掘り起こすかという広報の課題はあると思います。こちらとしてもお尋ねしたいのですが、市町村等の相談窓口では調停手続の紹介はされているのでしょうか。
- 那覇市では相談窓口を設けており、年間約1200件の相談が寄せられます。那覇市の場合は、弁護士や司法書士にもお願いして、毎日時間を決めて無料法律相談をしており、相談内容によってどうした方がよいのかを説明しています。調停手続等についての

パンフレットも備え置いています。

- 窓口にも来ない人をどう救済するかも課題だと考えています。まだニーズはあるのではないかとの御指摘もありました。埋もれているニーズをどう拾い上げていくのかについて、御意見をいただけたらと思いますし、それを踏まえて今後検討したいと思っております。
- ◆ 私は那覇以外でも勤務しておりましたが、そのとき消費生活センターの窓口担当者の方々と話合いをしたことがあります。窓口担当者の方々に対して、調停手続についての理解を深めていただくための活動は、今後那覇でも行っていく必要があると考えています。
- ◎ 先程の御意見のとおり、多重債務者の存在が減少してきているということもあると思いますし、その一方で、隠れたニーズもいまだあると思います。特定調停の件数がここまで激減したのは、平成13年ないし同15年の間に、大量に申立てがなされ、その間に特定調停のスキームで解決できるということを業者が理解し、特定調停を利用しなくても、弁護士が間に入れば解決できるという流れになったことも一つの要因だと思います。
- 調停制度の説明をお聞きして、効率的な制度だと感じました。調停手続の種類と対象についてお聞きしたいのですが、学校においては、教員の指導方法が問題となることもあります。そういったトラブルも調停手続の対象になるのでしょうか。
- ◆ 例えば、いじめられた子供の親が、いじめた子供の親を相手として調停を申し立て、円満に解決したという事例があります。調停手続は非公開です。こういった事例の場合に調停手続を利用するのは一つの方法ではないかと思えます。
- 教員の指導方法でトラブルとなった場合、調停手続で、第三者に同じテーブルについてもらって解決するということもあり得るのでしょうか。
- ◆ 一般的には、民事調停手続は金銭に関する事案等を対象にしておりますので、教員の

指導方法の良し悪しについて調停手続を行ったというのは聞いたことはありません。ど
ういう法律構成にするかという問題だと思います。

● 生徒側から、教員の違法な指導により損害を被ったとして損害賠償請求訴訟が提起さ
れるという事件がありますが、こういうものは民事調停で解決することが可能です。民
事訴訟手続で扱える事案は基本的に全て調停手続でも扱えますが、指導方法の良し悪し
それ自体を対象として取り上げることはできません。

○ 離婚に関する調停も民事調停手続として扱われるのでしょうか。また、調停が不成立
となる割合はどれくらいでしょうか

◆ 離婚調停は家裁で行う家事調停手続になります。那覇簡裁における今年の調停事件終
局総数（速報値）は236件でした。そのうち、調停が成立した事件数が59件、不成
立となった事件が78件、合意に至らなかったものの裁判所が改めて解決案を示した結
果、双方がこれを受け入れ円満に解決する手続である「調停に代わる決定」によって終
局した事件が68件でした。

○ 民事調停を利用した方の感想についてインターネットで調べてみたところ、民事調停
利用者にアンケートを行った裁判所がありました。那覇地裁では民事調停利用者に感想
を聞いているのでしょうか。

◆ 現在行ってはおらず、過去の実施の有無については承知しておりません。

○ そのアンケートでは、調停手続をどうやって知ったのか、利用してみてどうだったか
を尋ねていました。概ね好意的な回答が得られていました。調停手続を利用された方の
感想を聞き、広報に活かすという方法もあるのではないかと思います。

● 御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○ 那覇市では、窓口で法律相談案内を行っており、その中では、適切な手続説明をする
ことが必要となります。そこでお尋ねしたいのですが、調停手続の申立ては、専門知識
を持った弁護士や司法書士に相談の上でなされるのか、本人が直接申立てをするのか。

いずれが多いでしょうか。

- ◆ 法律の専門家に相談してから申立てに来る方も、相談せずにいらっしゃる方も両方います。「どの手続をとればよいのか分からない。」とか「相手方の住所が分からない。」とか「相手方が遠方にいる。」等の理由で、その場で申立てまで至らない方もいらっしゃいますし、調停手続をしたいということが決まっていて、後は申立書を作成するだけという方もいらっしゃいます。裁判所としましては、各手続の内容について説明はできますが、その人にとってベストな手続が何かという点についてはアドバイスをすることができませんので、ご自身で検討していただくことになります。
- 調停の期日に出頭しない相手方もいると思いますが、そのような場合でも調停に代わる決定がされることもあるのでしょうか。例えば、所有者不明の不動産に関する事案でも調停に代わる決定がされることがあるのでしょうか。
- ◆ 調停に代わる決定は、当事者双方の意見がまとまらない事案で、裁判所が相当と認める場合に職権で行うものです。私は、相手方不出頭の場合に同決定をしたことはありません。調停に代わる決定がなされるのは、例えば、賃料増額に関する事案等が挙げられると思います。
- 私は家庭裁判所で調停委員をしておりますが、遺産分割に関する事案で相手方が不出頭の場合、職権で調停に代わる審判をすることがあります。家庭裁判所と簡易裁判所とでは、職権による決定の仕方に違いがあるということでしょうか。
- いずれも、法律としての作りは同じですが、運用に違いがあるということだと思います。
- 先ほどの御説明の中で、平成の30年間を見てみると、調停申立ての件数は一見すると減少しているようにも見えるが、分析してみると平成の始めと終わりでそれ程状況は変わらないとも言える。その一方で、調停の類型によっては増加しているとも言えるものもある。二つの読み取り方ができるという御説明だったと思いますが、民事調停に適し

た紛争が申立てとして上がってこない、それではこれらの紛争はどこにいったのだろう。調停手続を利用せずに訴訟を提起しているのではないか。弁護士が間に入って解決しているのではないか。または裁判外の手段で解決されているのではないか。これらについて何か分析がありますでしょうか。

◆ どういうニーズがあるのかについては、裁判所が積極的にリサーチしているわけではありません。従って、調停手続を利用したいけれど利用に至っていないのか、そもそも調停手続を知らないのか、について分析はしておりません。しかし、調停手続に関する広報に不足があるという側面はあると思います。市民紛争については、弁護士や司法書士への相談、各機関における無料法律相談及び行政機関によるADR等、裁判所以外にも紛争解決手段が複数あり、社会全体で解決しているということだと考えます。

◎ 交通事故に関する事案については、近年ADRが充実していますので、紛争がこれによって多く解決されている側面があると思います。

● 最近では、任意保険に弁護士特約が付いてくることも多いと承知しています。したがって、弁護士が間に入って解決しているものもあるでしょうし、調停手続を選択するよりも、直接訴訟を提起して、そこで和解を検討するという例も多いのではないかと印象を持っております。

◎ 確かに、近年弁護士特約が付きやすくなっています。争点をはっきりしていて、資料も揃っているような事案においては、調停手続よりも訴訟手続を選択することが多いのではないかと思います。

○ 調停手続の実情に関して、沖縄県と他の都道府県とで違いはありますでしょうか。調停手続の件数等、地域性が分かって見えてくるものもあるのではないのでしょうか。

◆ 統計数値については、現在手許には全国と沖縄県の数字しか持ち合わせておりません。

● 大変貴重な御意見をありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 令和元年11月21日（木）午後2時

テーマ 追って指定する。